



議案第五十六号

木地山地区ほ場整備事業（農用地利用増進特別対策事業）の

経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり木地山地区ほ場整備事業（農用地利用増進特別対策事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十七年六月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

- 一 事業の名称及び工事名
ほ場整備事業（農用地利用増進特別対策事業）
木地山地区ほ場整備工事
- 二 施行場所
三朝町大字木地山地内
- 三 経費の賦課基準
事業費の二十五パーセントを受益者に面積割で
賦課するものとする。
- 四 徴収の時期
工事に着手した日の翌日からその年度の三月
三十一日までの間
- 五 徴収の方法
金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町
条例第十八号）の例による。